

「炭素繊維複合材料利用研究会」会則

(名 称)

第1条 この研究会は、炭素繊維複合材料利用技術研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究会は、広島県のものづくり産業が、炭素繊維複合材料の利用技術に関し、会員相互の交流を通じて先端技術情報の共有を図るとともに、産学官の連携により競争力の強化に資する共同研究等を実施・促進させることにより、県内産業の活性化に資することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項を所掌する。

- (1) 炭素繊維複合材料の利用技術に関する会員相互の情報交換及び技術交流に関すること。
- (2) 炭素繊維複合材料の利用技術に関する講演会及び研修会等の実施に関すること。
- (3) 炭素繊維複合材料の利用技術開発及び共同研究等に関すること。
- (4) その他必要な事項。

(構 成)

第4条 研究会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同する自動車関連企業及び一般機械器具関連企業等の企業、並びに学識経験者、関係団体、行政機関により構成する。

(役 員)

第5条 研究会に役員として、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 役員は総会において選出する。
- 3 会長は、研究会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 5 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(オブザーバー)

第6条 研究会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が委嘱する。

(分科会)

第7条 研究会の事業を円滑に実施するため、必要に応じて分科会を設置する。

(事務局)

第8条 研究会の事務局は、広島県立総合技術研究所企画部内に置く。

(経 費)

第9条 研究会の会費は、当分の間徴収しない。

2 研修会の実施等において、特に必要がある場合は個別に必要な額を徴収する。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

1 この会則は、平成20年2月22日から施行し、平成23年3月31日をもって廃止する。

ただし、必要に応じ、総会の議決により、期間を延長することができる。

2 研究会の会員の入会又は退会は、企業・団体等からの申込みにより、審査の上、承認を行うこととする。